

2025年4月9日

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

理事長 池本 誠司 殿

JustAnswer LLC 代理人

モリソン・フォースター法律事務所

弁護士 矢 倉 千 栄

同 宇佐美 善 哉

同 関 川 隣 子

ご連絡

前略 当職らは、JustAnswer LLC（以下「当社」といいます）の代理人として、貴法人が当社に送付された2025年2月7日付「差止請求書」（以下「本請求書」といいます）に関し、以下のとおりご連絡いたします¹。

当社は、本請求書における貴法人からのご指摘を真摯に検討し、誠実に考慮した結果、別紙サンプル画面のとおり、当社サービスの申込確定画面に修正（以下「本修正」といいます）を加えました。

当社といたしましては、本修正は、貴法人が本請求書において指摘された点について十分に対処するものと考えており、本修正によって、貴法人のご懸念は解消されたものと認識しております。

当社は、これまでも、そしてこれからも、ユーザーの皆様に信頼されるサービスを引き続きご提供するため、継続的に当社サービスの申込確定画面等の表示の見直しを行っていく所存です。

草々

¹ なお、本連絡書によるご連絡は、本請求書が消費者契約法41条1項に定める書面による差止請求として有効であることを認めるものではありません。